

## 平成28年度印西地区ごみ処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、平成28年度印西地区ごみ処理実施計画を次のとおり定める。

### 1. 総則

#### (1)趣旨

この印西地区ごみ処理実施計画(以下「計画」という。)は、平成26年3月に策定した印西地区ごみ処理基本計画の推進及び実施のために必要な平成28年度のごみの減量、資源化及び適正な処理を図るために必要な事項を定めるものとする。

### 2. 計画の期間及び区域

#### (1)計画期間

この計画の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

#### (2)計画区域

印西市、白井市、栄町の全域とする。

#### (3)一般廃棄物(資源物含む)の排出量の見込み

印西地区環境整備事業組合(以下「組合」という。)平成28年度推計ごみ量で、次のものが対象となる。

(単位:t)

区 分	家庭系※1	事業系※2	合 計
燃やすごみ	31,400	11,930	43,330
燃やさないごみ	1,181	92	1,273
粗大ごみ	1,649	37	1,686
資源物	7,472	0	7,472
計	41,702	12,059	53,761

※1:家庭系とは、組合及び栄町が収集運搬主体となり、収集運搬する一般廃棄物及び家庭からの廃棄物の排出者が自ら印西クリーンセンターへ直接搬入する一般廃棄物。

※2:事業系とは、事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し収集運搬され、印西クリーンセンターへ搬入する一般廃棄物及び事業活動に伴う廃棄物の排出者が自ら印西クリーンセンターへ直接搬入する一般廃棄物。

※3:構成市町の自治会・子供会・PTA等による資源物集団回収量を除く。

### 3. 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

#### (1)家庭から排出される一般廃棄物

家庭から排出されるごみは、分別収集により、ごみの減量・資源化を図るものとし、排出につい

ては、分別区分への適正排出の遵守及び組合指定袋による排出の徹底などにより、一層の適正処理に努める。なお、栄町はごみの排出抑制を図るため有料制を導入していることから、独自の指定袋、指定シールを使用する。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やすごみ	組合(委託)排出者	組合(直営)	焼却	組合(直営)	埋め立て
	栄町(委託)排出者			組合(焼却残渣は一部委託)	資源化
燃やさないごみ	組合(委託)排出者	組合(直営)	手選別(有価物・破砕不適物の回収)	組合(直営)	埋め立て
	栄町(委託)排出者		手選別後破砕(破砕後、鉄類は回収・不燃残渣は埋め立て)		
粗大ごみ	組合(委託)排出者	組合(直営)	手選別(有価物・破砕不適物の回収)	組合(直営)	埋め立て
	栄町(委託)排出者		手選別後破砕(破砕後、鉄類は回収・可燃残渣は焼却・不燃残渣は埋め立て)		
資源物	組合(委託)	組合(委託)	資源化	—	—
	構成市町(直営)				
	栄町(委託)	栄町(委託)			
有害ごみ	組合(委託)	組合(委託)	資源物抽出型無害化处理	組合(委託)	埋め立て 一部資源化
	栄町(委託)				

※1:中間処理の主体について、資源物のうち、ビン、缶、ペットボトル及び容器包装プラスチックは、組合(委託)とする。

※2:中間処理の主体について、資源物のうち布類及び紙類は、資源化業者とする。

※3:有害ごみは、使用済み乾電池、使用済み蛍光灯、水銀入り温度計類とする。なお、栄町の使用済み乾電池は一部拠点回収し栄町委託で収集運搬する。

※4:資源物のうち、使用済み小型電子機器は拠点回収し、構成市町直営で収集運搬する。

## (2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量及び適正な分別に努め、資源化に協力することとし、事業者自ら又は組合構成市町が許可した一般廃棄物収集運搬業者を活用するなどして、一般廃棄物については組合の処理施設又は一般廃棄物処分業の許可を受けた民間の中間処理施設で処理を行うこととする。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やすごみ 燃やさないごみ 粗大ごみ	許可業者 排出者	組合(直営)	焼却・破砕・資源化等	組合(直営) 組合(焼却 残渣等一部 委託)	埋め立て 資源化
		許可業者 排出者	焼却・資源化等	許可業者 排出者	埋め立て 資源化

## (3) 災害に伴って排出される一般廃棄物

災害に伴って排出されるごみは、組合構成市町と適正処理に努めることとする。

## 4. ごみ処理実施計画

印西地区ごみ処理基本計画(平成26年3月改訂)の基本理念「循環型社会の形成～2Rの取り組みと新たなリサイクルの仕組みづくりを目指して～」に基づき、全員参加型の資源循環地区を目指し関係者と協力の上、次の排出抑制のための取り組みを実施する。

- ・小型家電リサイクルの推進・・・使用済小型電子機器等の再資源化について、組合構成市町との連携により、地域住民への周知、啓発を図り推進する。
- ・マイバック使用の促進・・・・・・マイバック使用の啓発を強化する。
- ・資源物の分別徹底・・・・・・組成分析結果を踏まえ、燃やすごみに含まれる資源物について、分別講習会の開催等により、分別排出の啓発を強化する。
- ・生ごみの処理と資源化・・・・・・生ごみの水切りを徹底するよう啓発し、生ごみの減量化・資源化を推進するため、処理容器等購入者への助成をする。
- ・資源物集団回収運動の推進・・・資源化を促進するため、資源物集団回収団体へ奨励金を交付する。
- ・廃棄物減量等推進員との協働・・・ごみの減量化・資源化に対する排出者への意識を高めるため、廃棄物減量等推進員及びごみ減量アドバイザー等と協働し、啓発活動や検討を行う。
- ・粗大ごみリサイクル事業・・・・・・3R を推進するため、印西クリーンセンターに搬入された粗大ごみ

の中から、状態の良い粗大ごみを修理・清掃・展示し、希望する方に販売するリサイクル事業を実施する。

## 5. 収集運搬計画

### (1) 収集運搬の概要

家庭系ごみについては別表のとおりとする。

なお、印西クリーンセンターに一般廃棄物を直接搬入する場合は、印西地区環境整備事業組合ごみ処理に関する取扱要領に規定する印西クリーンセンター受入基準に従うものとする。

事業系ごみについては、排出者責任により、事業者自ら又は収集運搬許可業者への委託によることとする。

別 表

(単位:t)

	種 類	収 集 運 搬主体	収 集 回 数	収 集 方 法	収 集 量 (t)	主 な 搬 入 先
家庭系ごみ	燃やすごみ	組合 (委託)	週2回	指定袋によるステーション方式 (栄町は有料制)	31,400	印西クリーンセンター
	燃やさないごみ・有害ごみ	栄町 (委託)	月2回 栄町 週1回	指定袋によるステーション方式 (栄町は有料制)	1,181	印西クリーンセンター
	粗大ごみ		随 時	戸別収集方式(集合住宅は集積所収集)(白井市・栄町は有料制)	1,649	印西クリーンセンター
	資源物		週1回	麻袋によるステーション方式 (ビン・缶) 網袋によるステーション方式 (ペットボトル) 指定袋によるステーション方式 (プラスチック製容器包装) ひもで結束による品目ごとのステーション方式 (紙類) 透明な袋又は指定袋によるステーション方式 (布類)	7,472 (ビン 1,200) (缶 545) (ペットボトル 510) (プラスチック製容器包装 1,531) (紙 3,245) (布 397)	民間中間処理施設

			透明な袋によるステーション方式 (スプレー缶等)	(スプレー缶等 36)	
		月 2 回	回収ボックスによる拠点回収方式	(小型家電 8)	認定事業者
	計	—	—	41,702	—
事業系ごみ	燃やすごみ	事業者 又は許 可業者	許可業者による事業所別収集 方式または自己搬入	11,930	印西クリーン センター 民間中間処理 施設
	燃やさないごみ			92	
	粗大ごみ			37	
	資源物			—	
	計	—	—	12,059	—

## (2) 収集しない一般廃棄物

収集しない一般廃棄物は、「印西地区環境整備事業組合ごみ処理に関する取扱要領第4条第3項別表の印西クリーンセンター受入基準別表-1の2. 受入れできないごみ」とする。

排出方法は次のとおりとする。

### ① 特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)対象機器

家電リサイクル法対象機器は排出者が購入した小売業者、若しくは買い替えの場合には、新しい製品を購入する小売業者へ引き取りを依頼するなどして再資源化を図るものとする。

### ② 廃二輪自動車

廃二輪自動車(50ccを超えるもの)は、国内二輪メーカー及び輸入事業者の自主的取り組みである二輪車リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店又は指定引取り窓口を持ち込むものとする。

### ③ 廃消火器

廃消火器は、廃消火器リサイクルシステムに基づく消火器取扱店を持ち込むものとする。

### ④ 注射針等

注射針等は、感染性廃棄物として医療機関または保険薬局などに持ち込むものとする。

### ⑤ その他の収集しない一般廃棄物

その他の収集しない一般廃棄物は排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、工事作業を依頼した業者や購入した店に引取りを依頼するか等により適正に処理を行うものとする。

## 6. 中間処理計画

燃やすごみは、印西クリーンセンターで焼却し、燃やさないごみや粗大ごみは、手選別により、有価物・破碎不適物を回収し、破碎後鉄類は回収、可燃残渣は焼却、不燃残渣は埋め立てる。

資源物は、民間の資源中間処理施設で、選別、圧縮、梱包を行う。資源物のうち使用済み小型電子機器については、拠点回収分は市・町がストックヤードへ搬入し保管、ピックアップ回収分は組合がクリーンセンターで保管する。

### (1) 施設の概要

処理対象	名称	所在地	処理能力	処理方式等
燃やすごみ	印西クリーンセンター	印西市大塚 1 丁目 1 番地 1	300t/日 (100t×3 炉)	全連続燃焼式焼却炉 ・焼却処理(可燃系粗大ごみは破碎後焼却処理)する。
燃やさないごみ・粗大ごみ	印西クリーンセンター	印西市大塚 1 丁目 1 番地 1	50t/日	横型回転式破碎機 ・手選別後有価物は売却、不燃系粗大ごみは破碎処理する。
資源物	ビン	民間中間処理施設		・選別後公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートの商品化業者に引き渡す。 栄町は独自ルートで処理する。
	缶・スプレー缶	民間中間処理施設		・選別圧縮後売却 栄町は独自ルートで処理する。
	ペットボトル	民間中間処理施設		・選別後公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートの商品化業者に引き渡す。 栄町は独自ルートで処理する。
	プラスチック製容器包装	民間中間処理施設		・選別後公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートの商品化業者に引き渡す。 栄町は独自ルートで処理する。
	使用済み小型電子機器	拠点回収分 ・白井市南山 ストックヤードで保管 ピックアップ回収分 ・クリーンセンターで保管	ストックヤード	保管場所から直接認定事業者等へ売却。

※紙・布類は、直接売却する。(栄町は独自ルートで処理する。)

(2) 計画処理量

施設名	種類	計画処理量 (単位:t)
印西クリーン センター	燃やすごみ	43,330
	燃やさないごみ・粗大ごみ	2,959
民間中間処理 施設	資源物	3,830
	ビン	1,200
	缶(スプレー缶含む)	581
	ペットボトル	510
	プラスチック製容器包装	1,531
	使用済小型電子機器	8

※紙・布類は、直接売却する。

7. 最終処分計画

印西クリーンセンターで処理した焼却灰及び破碎残渣は、下記の最終処分場及び資源化施設において埋立処分又は資源化处理する。なお、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)の対応等により処分計画が変更になる場合がある。

(1) 施設の概要

名称	所在地	処理能力	処理方式
印西地区一般廃棄物 最終処分場	印西市岩戸 3630	埋立面積 53,900 m <sup>2</sup> 埋立容量 402,200 m <sup>3</sup> 埋立可能容量 250,000 m <sup>3</sup> (中間覆土除く) 残余容量 322,699 m <sup>3</sup> (平成 27 年度末)	セル方式
ツネイシカムテックス埼 玉株式会社	埼玉県大里郡寄居 町大字三ヶ山 250-1	受入処理能力 300t/日 人工砂生産能力 228 t/日	焼成・造粒 処理(人工 砂化)

(2) 計画処理量

施設名	種類	計画処理量 (単位:t)
印西地区一般廃棄物最終処分場	焼却灰	1,886
	不燃残渣	499
ツネイシカムテック ス埼玉株式会社	焼却灰(主灰・飛灰)	4,396

8. 一般廃棄物処理業

(1) 収集運搬業

許可者	許可数	備 考	
印西市	26	・一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を含む)	1
		・し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物	7
		・し尿及び浄化槽汚泥、特定家庭用機器を除く 一般廃棄物	14
		・その他	4
白井市	19	・特定家庭用機器を含む	4
		・植栽ごみ、食品残渣に限る	1
		・食品残渣に限る	1
		・浄化槽汚泥に限る	1
		・実験動物死体及び付随汚物に限る	1
		・再生可能な樹木、枝葉及び刈草に限る	1
		・感染性以外の紙おむつに限る	1
		・その他	9
栄町	12	・一般廃棄物(し尿処理及び浄化槽汚泥除く)	5
		・し尿処理及び浄化槽汚泥に限る	3
		・処理困難物に限る	1
		・食品残渣に限る(運搬に限る)	3

※収集運搬許可は、現行の許可業者にて対応できることから、新規の許可は認めないものとする。  
ただし、管轄する市町長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

## (2) 処分業

許可者	許可数	備 考
印西市	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刈草、剪定枝等の堆肥化 5</li> <li>・食品残渣の堆肥化 1</li> <li>・紙くず、紙おむつ等の焼却 1</li> <li>・廃家電製品等 1</li> </ul>
白井市	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットボトル、ビン、缶処分 1</li> <li>・食品残渣、バイオマスガス化発電等 1</li> <li>・廃蛍光灯管類 1</li> </ul>
栄町	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品残渣、刈草、剪定枝等の堆肥化 1</li> <li>・ペットボトル処分 1</li> <li>・粗大、廃プラスチック、電化製品、金属製品 1</li> </ul>